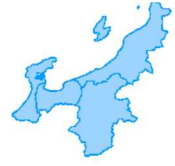


北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

令和 3年 7月 1日（木曜日） 第650号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△令和3年度第1回動力車操縦者試験の施行について	・・・P1
	△「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」 の一部改正について	・・・P3
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分	・・・P4

○ 公 示

■ 公示第14号（鉄道部）

令和3年度第1回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号、以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和3年度第1回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和3年6月21日

北陸信越運輸局長 野津 真生

記

1. 試験を行う運転免許の種類
甲種電気車運転免許

2. 試験施行の期日

- (1) 身体検査

省令第8条の2の規定による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。

なお、筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。

- (2) 筆記試験

令和3年9月2日（木） 9時15分から

- (3) 適性検査

令和3年9月2日（木） 13時20分から

- (4) 技能試験

技能試験は、身体検査、筆記試験及び適性検査に合格した者に対し、所属する事業者を通じて、期日を通知する。

3. 試験施行の場所

- (1) 筆記試験及び適性検査

北陸信越運輸局 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
新潟美咲合同庁舎2号館4階大会議室

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、身体検査、筆記試験及び適性検査に合格した者に対し、所属事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品その他注意事項

- (1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。
- (2) 矯正眼鏡を必要とする者は矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許申請書受付期間

令和3年6月21日(月)から令和3年8月3日(火)まで

※受付時間(土日祝日を除く) 8:30~17:15

6. 運転免許申請書に添付すべき書類

(1) 提出書類

- ア. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類) 1通
 - イ. 申請前6ヶ月以内に撮影した申請者の写真2枚
(注) 写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.5cm、横2.5cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者名を記載すると。
 - ウ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類
 - エ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2の規定による別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書
- ### (2) 申請書類提出先
- 北陸信越運輸局鉄道部安全指導課
〒950-8537
新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館(6階)

7. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2の規定による別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格点は、クレペリン検査についてはa、a'、a'~a'f、a'f、a'f~Fa、b、b'、b'fとし、反応速度検査については正答数の評点3以上、誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5の規定による事項について実施し、各事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

8. 技能試験において使用する車両等

- (1) 受験者が所属する事業者(その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可)は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類に技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両(鉄道事業法による許可を受け

た鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。)並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、運輸局長は技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記(1)の車両等を準備した事業者が行うこと。

9. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、又は電子情報処理組織を使用して納付すること。

収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

10. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して、連絡することにより行う。

11. その他

試験に関する問い合わせ先

北陸信越運輸局鉄道部安全指導課

電話 025-285-9153

受付時間(土日祝日を除く) 8:30~17:15

■公示第16号(自動車交通部)

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」
の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」(平成25年3月14日付け公示第85号)を別紙のとおり一部改正する。

令和3年6月23日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別紙は5~9頁参照

○ 行政処分

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（事業停止）

（自動車運送事業安全監理室）

行政 処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等 の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
令和3年 6月28日	キスモ株式会社	本社営業所	事業停止 (30日間)	令和3年1月26日、監 査実施。2件の違反が認 められた。 (1)運行管理者の選任違 反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第18条第1 項) (2)運行管理者の解任の 未届出、虚偽届出(貨物 自動車運送事業輸送安全 規則第19条)	30	30
	石川県金沢市西 泉3丁目2番地 1	石川県金沢市西 泉3丁目2番地 1	貨物自動車運送 事業法第18条 第1項及び同法 第18条第3項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者が付されている点数の総和を表す。

以上

新	旧
<p>公示第 8 5 号 <u>一部改正 令和 3 年 6 月 2 3 日 公示第 1 6 号</u></p> <p>一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成 2 5 年 3 月 1 4 日</p> <p>北陸信越運輸局長 和 迺 健 二</p> <p>記</p> <p>1. 試験を実施する許可等申請事案</p> <p>(1) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の経営許可申請(ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。)</p> <p>(2) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の事業の譲渡・譲受、合併及び分割(一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。)、相続認可申請</p> <p>(3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請</p> <p>2. 受験者</p> <p>受験者は、1 申請に当たり 1 名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請</p>	<p>公示第 8 5 号</p> <p>一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成 2 5 年 3 月 1 4 日</p> <p>北陸信越運輸局長 和 迺 健 二</p> <p>記</p> <p>1. 試験を実施する許可等申請事案</p> <p>(1) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の経営許可申請(ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。)</p> <p>(2) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の事業の譲渡・譲受、合併及び分割(一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。)、相続認可申請</p> <p>(3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請</p> <p>2. 受験者</p> <p>受験者は、1 申請に当たり 1 名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請</p>

者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員とする。

3. 法令試験の実施方法

- (1) 法令試験は、隔月で実施する。
- (2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、別紙により申請者あて通知する。
- (3) 法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合は、翌々月に1回限り再度の法令試験を受験できることとし、(2)に準じて再度通知する。
- (4) 再試験において、合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）
 - ①貨物自動車運送事業法
 - ②貨物自動車運送事業法施行規則
 - ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
 - ④貨物自動車運送事業報告規則
 - ⑤自動車事故報告規則
 - ⑥道路運送法
 - ⑦道路運送車両法
 - ⑧道路交通法
 - ⑨労働基準法
 - ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
平成元年2月9日 労働省告示第7号
 - ⑪労働安全衛生法

者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員とする。

3. 法令試験の実施方法

- (1) 法令試験は、隔月で実施する。
- (2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、別紙により申請者あて通知する。
- (3) 法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合は、翌々月に1回限り再度の法令試験を受験できることとし、(2)に準じて再度通知する。
- (4) 再試験において、合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）
 - ①貨物自動車運送事業法
 - ②貨物自動車運送事業法施行規則
 - ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
 - ④貨物自動車運送事業報告規則
 - ⑤自動車事故報告規則
 - ⑥道路運送法
 - ⑦道路運送車両法
 - ⑧道路交通法
 - ⑨労働基準法
 - ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
平成元年2月9日 労働省告示第7号
 - ⑪労働安全衛生法

⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

⑬下請代金支払遅延等防止法

(2) 設問方式

○×方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

30問

(4) 合格基準

出題数の8割以上とする。

(5) 試験時間

50分とする。

6. その他

(1) 参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条文集を配付する。(当該資料は書き込み不可。試験終了時に回収。)

(2) 試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。

附 則

1. 本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。

2. 平成20年5月13日付け公示第10号「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」は平成25年4月30日限りで廃止する。

附 則

1. 本取扱いは、令和3年7月1日から実施する。

⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

⑬下請代金支払遅延等防止法

(2) 設問方式

○×方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

30問

(4) 合格基準

出題数の8割以上とする。

(5) 試験時間

50分とする。

6. その他

(1) 参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条文集を配付する。(当該資料は書き込み不可。試験終了時に回収。)

(3) 試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。

附 則

1. 本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。

2. 平成20年5月13日付け公示第10号「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」は平成25年4月30日限りで廃止する。

(別紙)

受験番号:

法令試験実施通知書

令和 年 月 日

殿

北陸信越運輸局長

貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更可等に関する処理方針」(平成 年 月 日 第 号)の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 日時 令和 年 月 日 (曜日)

受付時間: 時 分 ~ 時 分

試験時間: 時 分 ~ 時 分

2. 場所住所:

3. 当日持参するもの

① 受験者本人であることを確認ができる書面(運転免許証、**個人番号カード**、パスポート等)

② 筆記用具

③ 本通知書

4. 注意事項

① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3項に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために行われるものです。

② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員のうち1名です。

③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、受験できないことがあります。

④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。

(別紙)

受験番号:

法令試験実施通知書

平成 年 月 日

殿

北陸信越運輸局長

貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更可等に関する処理方針」(平成 年 月 日 第 号)の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 日時 平成 年 月 日 (曜日)

受付時間: 時 分 ~ 時 分

試験時間: 時 分 ~ 時 分

2. 場所住所:

3. 当日持参するもの

① 受験者本人であることを確認ができる書面(運転免許証、パスポート等)

② 筆記用具

③ 本通知書

4. 注意事項

① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3項に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために行われるものです。

② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員のうち1名です。

③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、受験できないことがあります。

④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。

なお、自己都合の場合は不合格となります。

- ⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配付します。（当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。）

5. 問い合わせ先

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課

TEL :

なお、自己都合の場合は不合格となります。

- ⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配付します。（当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。）

5. 問い合わせ先

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課

TEL :